# 資 料 編

# 資料-1 大気汚染に係る環境基準等

[本編 p. 34 参照]

# 【環境基準】

# (1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号) (昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

物質	環 境 基 準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間 平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の $1$ 日平均値が $0.10 \text{ mg/m}^3$ 以下であり、かつ、 $1$ 時間値が $0.20 \text{ mg/m}^3$ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又は それ以下であること。

# (2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

(平成9年環境庁告示第4号)

物質	環 境 基 準
ベンゼン	年平均値が 0.003 mg/m³以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m³以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m³以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が 0.15 mg/m³以下であること。

# (3) 微小粒子状物質に係る環境基準

(平成21年 環境省告示第33号)

物質	環境基準
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であること。

注)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、 適用しない。

# 【名古屋市の大気汚染に係る環境目標値】

(平成17年名古屋市告示第402号)

物質名	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント	ベンゼン
環境目標値		1 時間値の 1 日平均 値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下 で あ り 、 か つ 、 1時 間 値 が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であるこ と。	以下であること。	
地 域		名古屋市	<b></b> 方の全域	

# 【騒音に係る環境基準】

(平成 10 年環境庁告示第 64 号) (平成 11 年愛知県告示第 261 号)

道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域						
				地域の類型		地域の	の区分		
	地域の 類型・区分					A 地域のうち 2 車線 以上の車線を有する 道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線 以上の車線を有する 道路に面する地域及		
791-			AA	A 及び B	С	足山(C田) る地次	び C 地域のうち車線 を有する道路に面す		
							る地域		
基	昼	間	50 デシベル	55 デシベル	60 デシベル	60 デシベル	65 デシベル		
準			以下	以下	以下	以下	以下		
値	夜	間	40 デシベル	45 デシベル	50 デシベル	55 デシベル	60 デシベル		
IIE	Δ	lH1	以下	以下	以下	以下	以下		
			地域の類型				生)。故烦之事上之此(4		
				A :療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域   A :第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域					
						層住居専用地域、第 1 和	重中高層住居専用地域		
			及び第二	2 種中高層住居	骨用地域				
l .	備	考	B :第1種作	主居地域、第2	種住居地域、	準住居地域及び都市計画	国区域で用途地域の定		
	VH 4	5	められていない地域						
			C : 近隣商	<b>業地域、商業地</b>	地域、準工業地	域及び工業地域			
			時間区分						
			昼間:午前6	時から午後 10	時まで				
			夜間:午後10時から翌日の午前6時まで						

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準	昼	間	70 デシベル以下
値	夜	間	65 デシベル以下
	備	考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下) によることができる。

# 【人の健康の保護に関する環境基準】

(昭和46年環境庁告示第59号)

項	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
砒 素	0.01 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/0 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/0 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチ	レン 0.04 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/0 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性	±窒素 10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/0 以下
ほう素	1 mg/0 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/0 以下

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基 準値については、最高値とする。
  - 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定 した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下 回ることをいう。
  - 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
  - 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

# 【生活環境の保全に関する環境基準 (河川 (湖沼を除く))】

# ( i )

項目				基準	値	
類型	利用目的の 適 応 性	水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (D0)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然 環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/0 以下	25 mg/0 以下	7.5 mg/@ 以上	50MPN/100ml以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/@ 以下	25 mg/@ 以下	7.5 mg/@ 以上	1,000MPN/100ml以下
В	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下 の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	3 mg/0 以下	25 mg/0 以下	5 mg/0 以上	5,000MPN/100ml以下
С	水産 3 級・工業 用水 1 級及び D 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/0 以下	50 mg/0 以下	5 mg/0 以上	-
D	工業用水 2 級・ 農業用水及び E の欄に掲げるも の	6.0以上 8.5以下	8 mg/0 以下	100 mg/0 以下	2 mg/0 以上	_
E	工業用水 3 級・ 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/0 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/0 以上	_

備考 1 基準値は、日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ 以上とする。

3 省略。

4 省略。

注)1 自然環境保全 :自然探勝等の環境保全

2 水 道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの" 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1級 :ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

" 2級 :サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

" 3級 :コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

" 2級 :薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

" 3級 :特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## <水域類型の指定>

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7-1- \10 VCT TIL
水  域	該当類型
堀 川(全域)	D

出典)「平成23年版名古屋市環境白書」

(名古屋市,平成23年)

# ( ii )

項目	水生生物の生息状況の適応性	基      基	基準値	
類型	水生生物の生态水 <u>化</u> の適応性	全 亜 鉛	ノニルフェノール	該当水域
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低 温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.001 mg/ℓ 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.0006 mg/l 以下	水域類型 ごとに指
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を 好む水生生物及びこれらの餌 生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	定する水域
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下	
備考・サンクス	年間で杉(店 トナス		·	

1 基準値は、年間平均値とする。

# 【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

(平成9年環境庁告示第10号)

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/0 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/0 以下
六価クロム	0.05 mg/0 以下
砒素	0.01 mg/0 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/0 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/0 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/0 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
チウラム	0.006 mg/l 以下
シマジン	0.003 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/0 以下
ベンゼン	0.01 mg/0 以下
セレン	0.01 mg/0 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/0 以下
ふっ素	0.8 mg/l 以下
ほう素	1 mg/0 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/0 以下

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値に ついては、最高値とする。
  - 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをい
  - 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
  - 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

# 【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値】

(平成17年名古屋市告示第402号)

# (1) 水の安全性に関する項目(全市域)

項目名	目 標 値
カドミウム	0.003 mg/0 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/0 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/0 以下
総水銀	0.0005 mg/0 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/0 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/0 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/0 以下
ふっ素	0.8 mg/l 以下
ほう素	1 mg/0 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下

注)「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その 結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

# (2) 水質汚濁に関する項目

水 域				河    川		
区 分		区分	* * *	☆ ☆	☆	
	親	水のイメージ	川に入っての遊び が楽しめる	水際での遊びが楽 しめる	岸辺の散歩が楽し める	
	水素イオン濃度 (pH)			6.5以上 8.5以下		
水	生物	物化学的酸素要求量 (BOD)	3 mg/0 以下	5 mg/Q 以下	8 mg/0 以下	
質目標	浮遊物質量 (SS)		10 mg/l 以下	15 mg/0 以下	20 mg/l 以下	
値	溶 存 酸 素 量 (DO)		5 mg/0 以上		3 mg/0 以上	
	ふん便性大腸菌群数		1000 個/100mQ 以下			
	ž	透 視 度(cm)	70 以上	50 以上	30 以上	
親	水のにおい				橋や護岸で不快で ないこと。	
L		水の色	異常な着色のないこ	と。		
みや	水量		流れのあること。			
す		ごみ	ごみのないこと。			
か指標	生物指	淡水域	アユ モロコ類 ヒラタカゲロウ類 ハグロトンボ	カマツカ オイカワ コカゲロウ類 シマトビケラ類	フナ類 イトトンボ類 ミズムシ(甲殻類) ヒル類	
	標	汽水域		マハゼ、スズキ、 ボラ、ヤマトシジミ	フジツボ類	

注)1:水 質目標値は、日間平均値とする。

<sup>2:</sup>BOD の年間評価については、75%水質値によるものとする。

# 【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値(地域区分)】

(平成17年名古屋市告示第402号)

水域	区分	親水のイメージ	地 域
	<b>公公</b>	川に入っての遊	荒子川上流部(境橋から上流の水域に限る。)、堀川上流部(猿 投橋から上流の水域に限る。)、山崎川上流部(新瑞橋から上流 の水域に限る。)、庄内川上流部(松川橋から上流の水域に限 る。)、及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
河	<b>本</b> 本	水際での遊びが 楽しめる	堀川中流部(猿投橋から松重橋の水域に限る。)、天白川(全域)、 植田川(全域)、扇川(全域)、庄内川下流部(松川橋から下流 の水域に限る。)、新川上流部(平田橋から上流の水域に限る。)、 及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
ЛІ	☆		荒子川下流部(境橋から下流の水域に限る。)、中川運河(全域)、 堀川下流部(松重橋から下流の水域に限る。)、新堀川(全域)、 山崎川下流部(新瑞橋から下流の水域に限る。)、矢田川(全域)、 香流川(全域)、新川下流部(平田橋から下流の水域に限る。)、 戸田川(全域)、福田川(全域)、鞍流瀬川(全域)、及びこれら に流入する公共用水域 (ため池を除く。)

# 【土壌の汚染に係る環境基準】

(平成3年環境庁告示第46号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 10 につき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、
	米 1 kgにつき 0.4 mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 10 につき 0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液 10 につき 0.05 mg以下であること。
砒素	検液 10 につき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)
	においては、土壌 1 kgにつき 15 mg未満であること。
総水銀	検液 10 につき 0.0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kgにつき 125 mg未満
	であること。
ジクロロメタン	検液 10 につき 0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液 10 につき 0.002 mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 10 につき 0.004 mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.02 mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.04 mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 10 につき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 10 につき 0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 10 につき 0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 10 につき 0.01 mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 10 につき 0.002 mg以下であること。
チウラム	検液 10 につき 0.006 mg以下であること。
シマジン	検液 10 につき 0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 10 につき 0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液 10 につき 0.01 mg以下であること。
セレン	検液 10 につき 0.01 mg以下であること。
ふっ素	検液 10 につき 0.8 mg以下であること。
ほう素	検液 10 につき 1 mg以下であること。

- 備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
  - 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち 検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下 水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 ℓ につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.00 mg、0.01 mg、0.08 mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 ℓ につき 0.03 mg、0.03 mg、0.03 mg、0.03 mg、0.03 mg、0.03 mg、0.03 mg、0.03 mg、0.03 mg、0.00 mg、0.03 mg、0.03 mg、0.03 mg、0.03 mg、0.00 mg、0.03 mg、0.00 mg、0.03 mg、0.00 mg、0.03 mg、0.00 mg 0.00 mg
  - 3 「検液中に検出されないこと」とは、「土壌の汚染に係る環境基準について」の別表に記載されてある 測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
  - 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

# 【ダイオキシン類に係る環境基準】

(平成11年環境庁告示第68号)

媒体	基 準 値
大 気	0.6pg−TEQ/m³以下
水 質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/0以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下

#### 備 老

- 1基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

# 【騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位: dB

時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
地域の区分	8 時~19 時	6 時~8 時 19 時~22 時	22 時~ 翌日 6 時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45	40	40
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	50	45	40
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
都市計画区域で用途地域の定 められていない地域	60	55	50
工業地域	70	65	60
工業専用地域	75	75	70

# 【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業】

(騒音規制法施行令 昭和 43 年政令第 324 号) (名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類	騒音規制法	名古屋市 環境保全条例
1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入 式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオー ガーと併用する作業を除く。)	0	0
2 びょう打機を使用する作業	0	0
3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	0	0
4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)		0
5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m³以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。) を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)		0
6 バックホウ(原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使用 する作業	0	
7 トラクターショベル (原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。) を使用する作業	0	
8 ブルドーザー(原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用 する作業	0	
9 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鋼球を使用して解体し、又は破壊する 作業		0
10 コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		0
11 コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		0
12 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械(これらに類する機械にあっては原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。)を用いる作業		0
13 ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		0

## 【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準】

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号) (名古屋市環境保全条例施行細則)

規制の種別	地域の区分	基準等	
基準値	123	85dB を超えないこと	
作業時間	1	午後7時~翌日の午前7時の時間内でないこと	
17条时间	2	午後 10 時~翌日の午前 6 時の時間内でないこと	
*1 日あたり ① 10		10 時間を超えないこと	
の作業時間	2	14 時間を超えないこと	
作業期間	123	連続6日を超えないこと	
作業日	123	日曜日その他の休日でないこと	

- 注)1:基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
  - 2:基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を\*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
  - 3:地域の区分
    - ①地域:ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専 用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、

準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用

途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域:工業地域(①地域のイの区域を除く。)

③地域:工業専用地域(①地域のイの区域を除く。)

# 【騒音規制法第17条第1項に基づく自動車騒音の限度】

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令 平成12年総理府令第15号)

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令による区域の区分 平成12年名古屋市告示第191号)

単位: dB

	昼間	夜間
区域の区分	6 時~22 時	22 時~翌日 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に 面する区域	65	55
A 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路 に面する区域	70	65
B区域のうち2車線以上の車線を有する道路 に面する区域及びc区域のうち車線を有する 道路に面する区域	75	70

#### 注)1:区域の区分

a 区域:第一種低層住居専用地域

第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域

b 区域:第一種住居地域

第二種住居地域

準住居地域

都市計画区域で用途地域の定められていない地域

c 区域:近隣商業地域

商業地域

準工業地域

工業地域

# 2:幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例

2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20mの範囲については、昼間 75dB、夜間 70dB とする。

「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

- ①高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)
- ②一般自動車道であって「都市計画法施行規則」(昭和 44 年建設省令第 49 号) 第 7 条第 1 号に 定める自動車専用道路

# 【振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位: dB

時間の区分	昼間	夜 間
地域の区分	7 時~20 時	20 時~翌日 7 時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	60	55
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
都市計画区域で用途地域の定 められていない地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70

## 【振動規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に伴う振動の基準】

(振動規制法施行令 昭和 51 年政令第 280 号) (振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号) (名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類			振動規制法	名古屋市環 境保全条例
圧式くい抜	1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油 圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜 機を除く。)を使用する作業			0
2 鋼球を使用	月して建築物そ	の他の工作物を破壊する作業	0	0
にあっては	3 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業 にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50 mを超えない作業に限る。)			0
連続的に移	4 ブレーカー (手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る。)			0
規制の種別	地域の区分	基準	等	
基準値	123	75dB を超えないこと		
作業時間	1)	午後7時~翌日の午前7時の時間内で	ないこと	
作業時間 ② 午後 10 時~翌日の午前 6 時の時間内でな				
*1 日あたりの	*1 日あたりの ① 10 時間を超えないこと			
作業時間	作業時間 ② 14時間を超えないこと			
作業期間	123	連続6日を超えないこと		
作業日	作業日 ①②③ 日曜日その他の休日でないこと			

- 注)1:基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
  - 2:基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を\*欄に定める時間 未満4時間以上の間において 短縮させることを勧告・命令することができる。
  - 3:地域の区分
    - ①地域:ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣 商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域
      - イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養 護老人ホームの敷地の周囲80mの区域
    - ②地域:工業地域(①地域のイの区域を除く。)
    - ③地域:工業専用地域(①地域のイの区域を除く。)

# 【振動規制法第16条第1項に基づく道路交通振動の限度】

(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号) (振動規制法施行規則別表第二備考一及び二の規定に基づく区域の区分及び時間の指定 昭和 61 年名古屋市告示第 113 号)

単位:dB

区域の区分	該当地域	昼間	夜間
区域の区別	区域の区分   該自地域		20 時~翌日 7 時
	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65	60
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の定めら れていない地域	70	65

[本編 p. 35 参照]

# 【揚水設備に係る許可の基準 (愛知県生活環境保全条例、名古屋市環境保全条例)】

(愛知県生活環境保全条例施行規則) (名古屋市環境保全条例施行細則)

ストレーナーの位置	地表面下 10m以浅であること。
揚水機の吐出口の断面積	19 cm <sup>2</sup> 以下であること。
揚水機の原動機の定格出力	2.2kW以下であること。
揚水設備を設置する工場等の揚水設備による総揚水量	350m³/日以下であること。

# 【地下水揚水規制(名古屋市環境保全条例)】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

揚水設備	井戸設備
ポンプ等の吐出口の断面積が 6cm² を超える 場合	ポンプ等の吐出口の断面積が 6cm²以下の場合
地下水の採取許可に係る許可申請が必要	井戸設備設置に係る届出が必要

# 【地下水のゆう出を伴う掘削工事に係る届出(名古屋市環境保全条例)】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

(
地下掘削工事
ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積の合計が 78 cm <sup>2</sup> を超える場合
地下掘削工事施工に係る届出が必要

# 【建築基準法】

(別表第 4)

(建築基準法 昭和 25 年法律第 201 号)

(い)		(ろ)	(は)	(に)		
	地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤 面からの 高さ		敷地境界線からの水 平距離が 5 メートル を超え 10 メートル以 内の範囲における日 影時間	敷地境界線からの水 平距離が 10 メート ルを超える範囲にお ける日影時間
1	第1種低層住居 専用地域又は 第2種低層住居 専用地域	軒の高さが7 アースを地でである。 アースを地では地が3 は地数が3 で建築物の建築物の建築物の建築物の建築物の建築物の建築物の建築物の建築物の建築物の	1.5メートル	(1)	3 時間 (道の区域内に あつては、2 時間)	2 時間(道の区域内 にあつては、1.5 時 間)
				(2)	4 時間 (道の区域内に あつては、3 時間)	2.5 時間(道の区域内にあつては、2 時間)
				(3)	5 時間 (道の区域内に あつては、4 時間)	3 時間(道の区域内 にあつては、2.5 時 間)
	第1種中高層住 居専用地域又 は第2種中高層	高さが 10 メー トルを超える 建築物	4メート ル又は 6.5メー	(1)	3 時間 (道の区域内に あつては、2 時間)	2 時間(道の区域内 にあつては、1.5 時 間)
2	住居専用地域		トル	(2)	4 時間 (道の区域内に あつては、3 時間)	2.5 時間(道の区域 内にあつては、2 時 間)
				(3)	5 時間 (道の区域内に あつては、4 時間)	3 時間(道の区域内 にあつては、2.5 時 間)
	域、第 2 種住居   トルを超える   ルス   地域、準住居地   建築物   6.5	トルを超える	4メート ル又は 6.5メー	(1)	4 時間 (道の区域内に あつては、3 時間)	2.5 時間(道の区域内にあつては、2 時間)
3		トル	(2)	5 時間 (道の区域内に あつては、4 時間)	3 時間(道の区域内 にあつては、2.5 時 間)	
	用途地域の指 定のない区域	イ 軒の高さ が 7 メート ルを超える	1.5メー トル	(1)	3 時間 (道の区域内に あつては、2 時間)	2 時間 (道の区域内 にあつては、1.5 時 間)
	建築物又は 地階を除く 階数が3以 上の建築物 ロ 高さが10 メートの 超える建築 物	地階を除く		(2)	4 時間 (道の区域内に あつては、3 時間)	2.5 時間(道の区域内にあつては、2 時間)
4			(3)	5 時間 (道の区域内に あつては、4 時間)	3 時間(道の区域内 にあつては、2.5 時 間)	
		メートルを	ルをル	(1)	3 時間 (道の区域内に あつては、2 時間)	2 時間 (道の区域内にあつては、1.5 時間)
		物		(2)	4時間(道の区域内に あつては、3時間)	2.5 時間(道の区域 内にあつては、2 時 間)
				(3)	5 時間 (道の区域内に あつては、4 時間)	3 時間(道の区域内 にあつては、2.5 時 間)

# 【名古屋市中高層建築物日影規制条例】

(名古屋市中高層建築物日影規制条例 昭和 52 年条例第 58 号)

対象区域	建築基準法別表 第4(ろ)欄の4の 項イ又はロ	平均地盤面から の高さ	建築基準法別表第4(に)欄の号
第1種低層住居専用地域又は第2種 低層住居専用地域			(1)
第1種中高層住居専用地域又は第2 種中高層住居専用地域		4メートル	(1)
第1種住居地域、第2種住居地域又 は準住居地域		4メートル	(1)
近隣商業地域又は準工業地域		4メートル	(2)
用途地域の指定のない区域のうち法 第52条第1項第6号の規定により建 築物の容積率が10分の10と定めら れた区域	1		(1)
用途地域の指定のない区域のうち法 第52条第1項第6号の規定により建 築物の容積率が10分の20と定めら れた区域	П		(2)

注) 別表第4は前頁の表に示すとおりである。

# 【名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例】

(名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例 平成 11 年名古屋市条例第 40 号)

# 中高層建築物

項番号	地域又は区域	建築物
1	第一種低層住居専用地域又は第 二種低層住居専用地域	軒の高さが 7メートルを超える建築物又は地 階を除く階数が 3以上の建築物
2	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(3項に掲げるものを除く。)、準工業地域又は用途地域の指定のない区域	高さが10メートルを超える建築物又は地階を除く階数が4以上の建築物
3	近隣商業地域(都市計画において、建築物の容積率が10分の40と定められたものに限る。)又は商業地域(都市計画において、容積率が10分の40と定められた地域のうち防火地域と定められていないものに限る。)	(1) 高さが15メートルを超える建築物(次号に掲げるものを除く。) (2) 高さが10メートルを超える建築物又は地階を除く階数が4以上の建築物のうち、冬至日の真太陽時による午前9時から午後3時までの間において、1項又は2項左欄に掲げる地域又は区域内の法第56条の2第1項の水平面に日影を生じさせるもの
4	商業地域(3項に掲げるものを除 く。)又は工業地域	<ul><li>(1) 3 項右欄第 1 号に掲げる建築物</li><li>(2) 3 項右欄第 2 号に掲げる建築物</li></ul>
5	工業専用地域	3項右欄第2号に掲げる建築物

#### 備考

- 1 建築物を増築する場合においては、高さ及び階数の算定方法は、当該増築に係る部分の建築物の高さ及び階数による。
- 2 建築物が、この表左欄に掲げる地域又は区域の 2 以上にわたる場合においては、右欄中「建築物」とあるのは「建築物の部分」とする。

## 【緑のまちづくり条例(一部抜粋)】

(緑のまちづくり条例 平成17年名古屋市条例第39号)

# (緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模)

- 第23条 都市緑地法施行令(昭和49年政令第3号)第9条ただし書に規定する緑化率(法 第34条第2項に規定する緑化率をいう。以下同じ。)の規制の対象となる敷地 面積の規模は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第1項の規定による建築物の 建ペい率(同項に規定する建ペい率をいう。以下同じ。)の最高限度(高層 住居誘導地区(都市計画法第8条第1項第2号の4に掲げる高層住居誘導 地区をいい、建築物の建ペい率の最高限度が定められているものに限る。)、 高度利用地区(同項第3号に掲げる高度利用地区をいう。)又は都市再生特 別地区(同項第4号の2に掲げる都市再生特別地区をいう。)の区域内にあ っては、これらの都市計画において定められた建築物の建ペい率の最高限 度。以下「建ペい率の最高限度」という。)が10分の6以下の区域内にあ っては、300平方メートル。ただし、建築基準法第53条第3項又は第4 項の規定により建ペい率の最高限度が10分の6を超える建築物の敷地の 区域にあっては、500平方メートル。
  - (2) 建ペい率の最高限度が 10 分の 6 を超える区域内にあっては、500 平方メートル。

## (条例による緑化率の規制)

- 第 26 条 次の各号に掲げる建築物(敷地面積が 500 平方メートル未満のものを除く。) の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を 10 分の 1 以上と しなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。
  - (1) 建ペい率の最高限度が10分の8を超える建築物
  - (2) 建築基準法第53条第5項第1号に該当する建築物

- 2 都市計画に緑化地域が定められていない区域において、建築物(敷地面積が 1,000 平方メートル未満のものを除く。)の新築又は増築をしようとする者は、 当該建築物の緑化率を 10 分の 2 以上としなければならない。当該新築又は増 築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。
- 3 前 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた建築物については、適用しない。
  - (1) その敷地の周囲に広い緑地を有し、良好な都市環境の形成に支障を及ぼす おそれがないもの
  - (2) その用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの
- 4 市長は、第1項又は第2項に規定する建築物が、これらの規定に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を認証するものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定が適用される場合においては、法第40条並びにこの 条例第23条第2項、第24条第2項及び前3条の規定を準用する。

## 【緑のまちづくり条例施行細則(一部抜粋)】

(緑のまちづくり条例施行細則 平成17年名古屋市規則第158号)

(政令第11条に規定する市長が定める数値)

第20条 政令第11条の規定する市長が定める数値は、次表のとおりとする。

1から建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第135条の 16第1項又は第136条第1項及び第2項の規定による空地の面 積の敷地面積に対する割合を減じた数値	市長が定める数値
10 分の 5 以下の場合	10 分の 2
10分の5を超え、10分の6以下の場合	10 分の 1.5
10分の6を超え、10分の8以下の場合	10 分の 1
10 分の 8 を超える場合	10 分の 0.5

用 語 解 説

# 【用語解説】

## (あ 行)

## 影響要因

環境に影響を及ぼすおそれのある行為・要因。工事中の機械の稼働や車両の走行、工事完了後の施設の供用など。

#### SMW工法

セメント溶液等の硬化溶液を原位置の土砂と混合させて、地中に土留め用及び止水用 の連続壁を築造するものである。

## オゾン層破壊物質

生物等にとって有害な波長領域の紫外線の大部分を吸収しているオゾン層を破壊する物質である。近年、大気中へ放出された特定物質が、オゾン層を著しく破壊し、生物等にとって有害な波長領域の紫外線の地表への照射量を増大させることにより、人の健康及び生態系への悪影響をもたらすことなどに加え、大気中のオゾンの分布を変化させることにより、大気の温度分布を変化させ、気候への重大な影響をもたらすことが懸念されている。「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(昭和 63 年法律第53号)では、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、臭化メチル、クロロフルオロカーボン(CFC)、その他 CFC、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、ハイドロブロモフルオロカーボン(HBFC)、ブロモクロロメタンが定められており、これらの物質の生産・輸出入の規制が順次進められ、HCFC を除き、日本では2004 年末をもって生産等が全廃されている。

#### 温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を大気中に蓄積するために、気温が上昇する現象を"温室効果"という。この赤外線を吸収する気体を、温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10年法律第 117 号)では、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・政令で定めるハイドロフルオロカーボン類・政令で定めるパーフルオロカーボン類・六ふっ化硫黄の 6 種類について、排出の抑制などの施策を行うとしている。

## (か 行)

#### 環境要素

環境影響要因によって、影響を受ける可能性が考えられる項目。大気質、騒音、動物、 生態系、電波障害など。

# 環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」を環境基準としている。これは、公害発生源を直接規制するための基準(いわゆる規制基準)とは異なる。

## 環境騒音

ある観測点において観測されるあらゆる騒音源から、救急車のサイレン等のような特 異音を除いた騒音をいう。

# (さ 行)

## 時間率振動(騒音)レベル

振動(騒音)の評価方法の1つ。振動(騒音)があるレベル以上になっている時間が 実測時間のX%を占める場合、そのレベルをX%時間率振動(騒音)レベルといい、 $L_{AX,T}$ と表す。

## 地盤卓越振動数

対象車両の通過ごとに振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数をい う。

# 遮蔽障害

ビル等の建造物が送信アンテナ方向に建設されると、受信アンテナへ直接到来する電波(希望波)の一部が遮蔽されるため、電波の強度が低下して、受信できなくなる障害をいう。

でんぱん

#### 振動伝搬理論式

地盤を伝搬する振動は、幾何学的拡散に加え、地盤を形成する土質の粘性抵抗の影響を受けて減衰する。振動を予測する場合には、これらの要因を考慮した伝搬理論に基づく予測式を用いる。この式のことを振動伝搬理論式という。

## 振動レベル

物理的に測定した振動加速度に、振動感覚補正を加えてレベル表示したもので、単位 としてはデシベル (dB) が用いられる。通常、振動感覚補正回路をもつ公害振動計によ り測定した値である。

## <振動レベルの目安>

- 90dB......家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水は溢れ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の振動。人体に生理的影響が生じ始める。中震。
- 80dB......家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器内の水面が動くのがわかる程度の振動。深い睡眠にも影響がある。弱震。
- 70dB......大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわか る程度の振動。浅い睡眠に影響が出始める。軽震。
- 60dB......静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の振動。 振動を感じ始めるが、ほとんど睡眠に影響はない。微震。
- 50dB......人体に感じない程度で地震計に記録される程度の振動。無感。

### 騒音レベル

物理的に測定した騒音の強さ(圧力)に、周波数ごとに人間の感じ方を加味して補正を行ってレベル表示したものを、騒音レベル(A 特性音圧レベル)といい、単位としてはデシベル(dB)が用いられる。通常、騒音計の A 特性で測定した値である。

#### <騒音レベルの目安>

- 120dB......飛行機のエンジン近く
- 110dB......自動車のクラクション (前方 2m)、リベット打ち
- 100dB......電車が通るときのガード下
- 90dB......大声による独唱、騒々しい工場の中
- 80dB......電車の車内
- 70dB......電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
- 60dB......静かな乗用車、普通の会話
- 50dB......静かな事務所の中
- 40dB......市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼
- 30dB......郊外の深夜、ささやき声
- 20dB......木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音(前方 1m)

## (た 行)

# 大気拡散モデル

発生源から排出された大気汚染物質がどのように大気中へ拡散するかを予測する方法。風速・風向等が一定の状態のもとで、煙源から連続的に排出された煙流の空間分布を予測するプルームモデルと煙源から瞬間的に排出された大気汚染物質の塊(パフ)の空間分布を予測するパフモデルを組合わせて予測する方法が一般的である。

#### 地上デジタル放送

映像、音声、データ、制御信号などの信号を「0」と「1」に数値化して扱い、信号処理により大幅に情報量を圧縮する。これにより、1 チャンネル分の帯域で多チャンネル放送が可能となる。また、反射波等の妨害に強く、電波障害のおよぶ範囲がアナログ波と比較し縮小される。

## 等価騒音レベル(Laeg)

一定時間連続測定された騒音レベルについて、それと等しいエネルギーを持つ連続定 常騒音に置き換えたときの騒音レベルのことで、環境基準の評価には等価騒音レベルが 用いられている。

## 特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、政令で定めるもの及び「名古屋市環境保全条例」に基づくもので、騒音についてはびょう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業など13種類、振動については鋼球破壊、くい打ち機・くい抜き機を使用する作業など4種類の作業がある。

## (な 行)

#### 日平均値の 2%除外値

1年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順(降順)に並べたとき、高い方(最高値)から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値のこと。浮遊粒子状物質の1年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

## 日平均値の年間 98%値

1年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方(最低値)から数えて98%目に該当する日平均値のこと。二酸化窒素の1年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

## (は 行)

## 発生集中交通量

1 つの移動(トリップ)の出発側と到着側をそれぞれ「トリップエンド」といい、トリップエンドを集計したものを「発生集中交通量」という。

# 反射障害

高層ビルや壁面面積の大きな建造物からの反射波が受信アンテナに入り、反射波の到達時間の遅れが大きい時に、正常な受信ができなくなる障害をいう。なお、地上デジタル放送は、アナログ放送に比べ、大幅に改善されていることから、多くの場合、障害は発生しない。

#### 風害

ビル風による人的・物的な被害のことをいう。

#### フォトモンタージュ

主要な眺望点から撮影した写真に、対象事業の完成予想図を合成して景観の変化を予測する方法をフォトモンタージュ法という。景観の予測に一般的に用いられている手法の一つ。

#### フロン

メタン、エタン等の炭化水素の水素原子の一部、または全部をふっ素原子と塩素原子 で置換したクロロフルオロカーボン類の総称。

フロンは無色無臭の気体または液体で、熱的にも化学的にも安定しており、毒性も引火性もないため、冷房、冷蔵、冷凍用の冷媒や、化粧品用エアロゾル剤、高級な溶剤、消火剤、ウレタンフォーム等の発泡剤に用いられている。大気中に放出、蓄積されたフロンは、太陽の紫外線によって分解して塩素原子を生じ、これが地球のオゾン層を破壊する。

#### (ま 行)

## マイクロウェーブ通信回線

電気通信業務、放送の業務等の用に供する目的で、890MHz 以上の周波数の電波による特定の固定地間の重要無線通信をいう。

## (や 行)

#### 有限要素法

コンピュータを用いた数値解析手法の一つで、解析対象を要素と呼ばれる小領域の集合体に見立てて、要素単位の状態量(力,変位,流量,水位など)の変化を解く方法をいう。

## 用途地域

用途地域とは一定の範囲の地域を定め、その地域内には一定用途以外の建築物を規制し、適正な土地利用を図り、市街地の健全な発展と環境保全を目的として、「都市計画法」 (昭和43年法律第100号)に基づく一連の手続きに従って定めるものである。

都市計画として定める地域は、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域など12種類の地域区分がある。

# (ら 行)

# リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減少を図るために、廃棄物 を資源として再利用することをいう。

本書に使用した地図は、名古屋市の承認を得て、名古屋都市計画基本図(平成 22 年測量 縮尺 1/2,500、1/25,000)を複製して作成したものである。承認番 号 平成 23 年度第 92 号 本書は、再生紙を使用している。